

第2節

監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

1 監視・観測等の体制の整備

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、①大気環境監視システム、②大気発生源監視システムの監視システムを整備・運用し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

大気発生源については、硫黄酸化物と窒素酸化物を監視しており、得られたデータはインターネットにより公開しています。

四日市地域の環境汚染防止対策には以前から積極的に取り組んできましたが、その推進には大気環境の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。また、工場の立地や道路の整備による環境汚染を未然に防止するためには、環境監視が重要です。

ア 大気環境の常時監視

大気環境の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県及び四日市市が測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38（1963）年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定器による監視が始まりです。以後、県では桑名市から熊野市まで県内の主な都市に測定局を設置し、自動車排出ガス測定局については、県内7カ所の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では光化学オキシダント濃度の測定を行う目的で、上層気象観測局を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

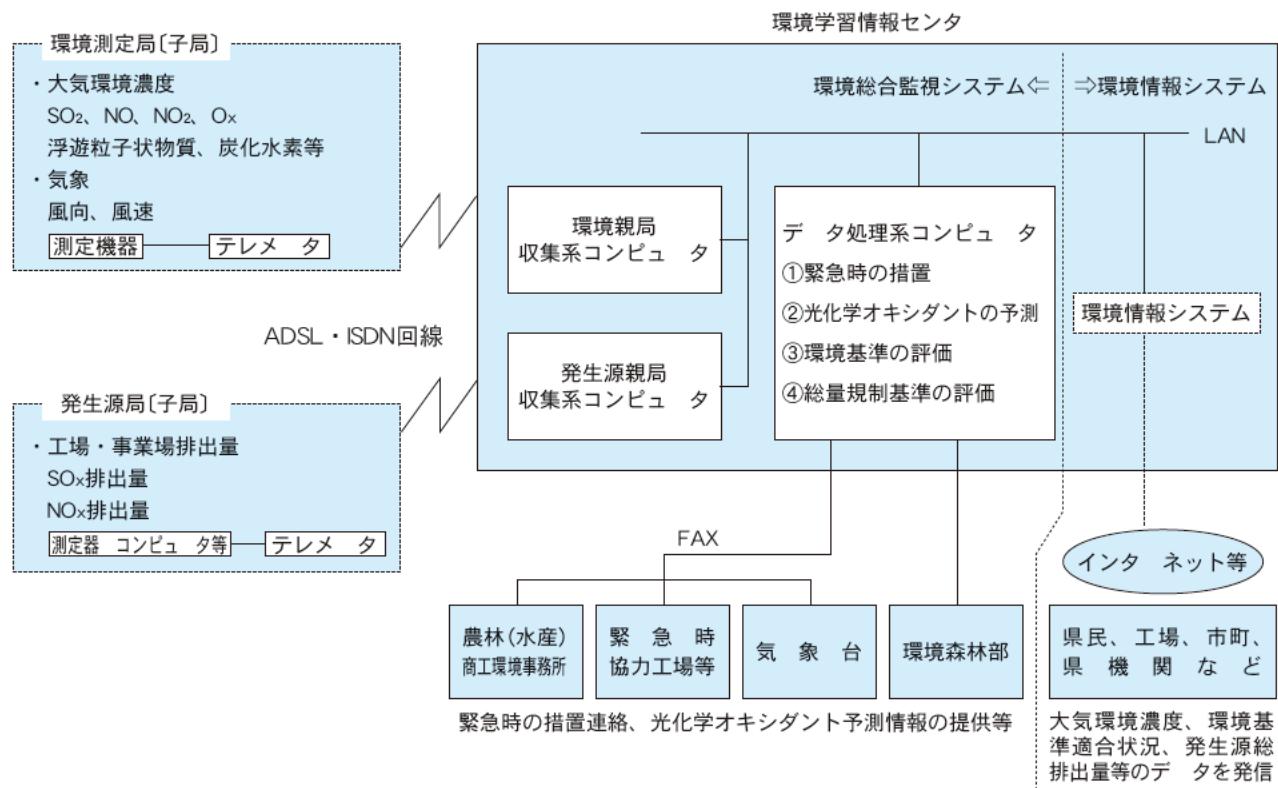
現在の測定局の設置状況は、資料編に記載しました。

イ 大気発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量については、三重県生活環境の保全に関する条例第39条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が $10\text{Nm}^3/\text{時}$ 以上の8工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11（1999）年度から、同地域における燃料使用料2,000kg/時以上の11工場を対象に測定を行っています。

図5 2 1 環境総合監視システムの概念図



第5章 共通施策

2 環境情報の整備・提供

2-1 環境情報総合システムの整備・運用

環境情報総合システムは、環境情報システム、環境総合監視システム、環境教育情報システムで構成され、従来の行政内部の事務処理システムに加え、環境教育や地球環境問題など新たなニーズにも応えることができます。

環境監視機能、環境教育・学習機能を有機的に結ぶとともに、多種多様な環境情報を、インターネットを通して、県民はもとより市町、教育機関、他府県さらには国内外への情報発信を行い、環境先進県づくりにふさわしい環境情報センターの役割を担うものです。

インターネットのホームページ「三重の環境と森林」では、条例・要綱を始め、環境調査、報道発表資料などを積極的に公開しています。(平成17(2005)年度アクセス数、2,095万ページビュー)

2-2 地図情報システムを活用した森林資源の管理

三重県森林GISは、育林、伐採、治山、林道計画等の森林情報の管理、森林のゾーニング、さらには自然環境情報、土地利用状況等、GIS(地理情報システム(Geographic Information System))で管理・解析等ができる一元管理システムとして、平成13(2001)年度から運用しています。

県民の財産である森林の適正な維持・管理を進め、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させていくために、同システムを活用しています。

図5 2 2 環境情報総合システム概念図

